

令和4年度ひらかわ生活応援商品券事業取扱店事業者募集要項

1 趣旨

この要項は、コロナ禍における原油・物価高騰の影響を受けた市民や事業者への支援及び地域経済の活性化を図るため、「令和4年度ひらかわ生活応援商品券（以下「商品券」という。）」の取扱店事業者を募集するために必要な事項を定める。

2 商品券の概要

(1) 商品券の種類

平川市民（令和4年9月1日現在、平川市内に住所を有する方）を対象に、額面千円の共通券を6枚と額面五百円の専用券を3枚綴（1冊）とし、販売価格は1冊5,000円とする。

(2) 使用可能期間

令和4年10月11日（火）から令和5年2月28日（火）

(3) 発行冊数

93,000冊

(4) 商品券の使用対象

取扱店として登録された市内の事業所において、飲食及び物品の販売又はサービスの提供等の取引が使用対象となる。

ただし、次については使用対象外とする。

- ①有価証券、金券、ビール券、清酒券、おこめ券、旅行券、乗車券、図書券（図書カード）、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード、電子マネーへのチャージ等の換金性の高いもの
- ②出資や債務の支払い（税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金等）
- ③たばこ
- ④事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品の購入
- ⑤土地・家屋購入・家賃・地代・駐車場（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い
- ⑥健康保険等が適用されるサービス、薬及び介護保険が適用されるサービス
- ⑦他の商品券の交換又は売買（また、譲渡や再使用もできません。）
- ⑧現金との換金、金融機関への預入れ
- ⑨風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い
- ⑩特定の宗教・政治団体に関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑪取扱店事業者が独自で利用対象外と定めたもの
- ⑫その他、使用対象商品としてふさわしくないもの

- (5) 商品券の取扱い
- ①商品券による購入後は、返品できません。
 - ②現金との交換・両替はできません。
 - ③額面に満たない場合でも、つり銭は支払われません。
 - ④使用期間を過ぎた商品券は使用できません。
 - ⑤紛失及び盗難、滅失、偽造に対し、受取りを拒否するとともに、速やかに事業受託者に報告する。
 - ⑥破損した商品券は、通し番号及びホログラムが確認できる場合に限り取り扱うものとする。
- (6) 購入できる方
平川市民（令和4年9月1日現在、平川市内に住所を有する方）
- (7) 購入方法
市民は、「(10) 販売場所」において購入引換券を掲示することにより購入する。
- (8) 購入可能冊数
1人当たり3冊まで
- (9) 販売期間
令和4年10月11日（火）から令和5年1月31日（火）
- (10) 販売場所
平賀地域：平川市商工会本所、カサイ食品センター、田本商店
尾上地域：平川市観光協会
碓ヶ関地域：道の駅いかりがせき

3 取扱店事業者について（別表参照）

(1) 取扱店事業者の業種（日本標準産業分類より）

- ①建設業
- ②製造業（印刷業のみ）
- ③運輸業（一般乗用旅客自動車運輸業（タクシー・ハイヤー）のみ）
- ④卸売業、小売業
- ⑤宿泊業・飲食サービス業
- ⑥生活関連サービス業、娯楽業（娯楽業については、スポーツ施設提供業のみ）

(2) 取扱店事業者の要件

次の要件をすべて満たすものとする。

①市内に店舗又は事業所を有する事業者

ただし、次の店舗については大型店とする。

㈱佐藤長（3店舗）、㈱伊徳、マックスバリュ、DCMホームマック、ホームマックニコット、ツルハドラック、ハッピードラック、薬王堂、ファッションセンターしまむら、西松屋

②次に掲げる各要件を満たす、又は誓約する者であること。

- 1) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っていないこと。
- 2) 「平川市暴力団排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等のいずれにも該当しないこと。
- 3) 国や各団体が定めるガイドライン等に基づき、新型コロナウイルス感染防止対策に努めること。
- 4) 市が本事業に関して調査等を行うときは協力すること。
- 5) 市のホームページ、その他広報媒体への事業所名等の掲載に同意すること。
- 6) 本要領の規定を遵守すること。

(3) 募集期間

取扱店事業者の募集期間は令和4年8月1日（月）から令和4年9月15日（木）までとする。

なお、募集期間終了後も受付は行うこととするが、その場合は、取扱店チラシへの掲載は不可とし、ホームページ等での公開のみとなる。

(4) 申請方法

取扱店事業者登録申請書（様式第2号）に必要事項を記入し、平川市商工会へ郵送又は直接提出することとする。

なお、登録料は無料とする。

取扱店事業者登録申請書については、市又は平川市商工会のホームページからダウンロードするか、平川市商工観光課の窓口又は平川市商工会より入手する。

(5) 取扱店事業者の責務

事業者は、以下に定める事項を遵守しなければならない。

- ① 取扱店事業者であることを明確にするため、のぼり等を利用者が分かりやすい場所に掲示する。
- ② 取扱店事業者は、商品券の受取りを拒んではならない。
- ③ 破損した商品券は、通し番号及びホログラムが確認できる場合に限り取扱うものとする。
- ④ 取扱店事業者は、偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受取を拒否するとともに、速やかに市に報告する。
- ⑤ 商品券を受け取った場合は、再流出を防止するため、裏面に取扱店名を捺印又は記入することとし、既に取扱店名の記載があるものは、受け取りを拒否する。
- ⑥ 使用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とする。
- ⑦ 取扱店事業者の関係者が購入した商品券の直接換金は禁止する。
- ⑧ 取扱店事業者において本券を使用対象外とするものを独自に定める場合は、あらかじめ、利用者が認識できるよう明示する。
- ⑨ 登録事項に変更があったときは、速やかに市に届ける。
- ⑩ 市又は平川市商工会と適切な連携体制を構築する。

⑪新型コロナウイルス感染防止対策として、各業界で定めるガイドラインを遵守する。

(6) 登録取消

取扱店事業者が(2)②及び(5)の規程に反する行為を行った場合は、登録を取消し、既に支払った金額の全部又は一部の返還を求める。

4 使用済み商品券の換金期間

(1) 換金期間

令和4年10月17日(月)から令和5年3月15日(水)までとする。

なお、換金の請求期間を過ぎてからの請求は一切受け付けない。

(2) 換金方法

換金を希望する事業者は、使用済み商品券を平川市商工会へ直接提出するものとし、平川市商工会は提出された使用済み商品券を基に小切手を発行する。